

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から同年6月まで

申立期間については、国民年金手帳に領収印があるにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の所持する国民年金手帳の昭和37年度国民年金印紙検認記録のすべての月の欄に、「徴収金 39.10.2」との押印がされていることから、申立人夫婦が、昭和39年10月2日に、37年度の国民年金保険料を一括納付したことが確認できるが、この時点において、申立期間（37年4月から同年6月まで）の保険料は時効により納付できなかったにもかかわらず、これが還付された事実は認められないことから、申立人夫婦が、時効により納付できない申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

昭和39年10月2日は、特例納付の実施期間中ではなく、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から同年6月まで

申立期間については、国民年金手帳に領収印があるにもかかわらず、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の所持する国民年金手帳の昭和37年度国民年金印紙検認記録のすべての月の欄に、「徴収金 39.10.2」との押印がされていることから、申立人夫婦が、昭和39年10月2日に、37年度の国民年金保険料を一括納付したことが確認できるが、この時点において、申立期間（37年4月から同年6月まで）の保険料は時効により納付できなかったにもかかわらず、これが還付された事実は認められないことから、申立人夫婦が、時効により納付できない申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

昭和39年10月2日は、特例納付の実施期間中ではなく、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野厚生年金 事案 850 (事案 284 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 27 日から 37 年 8 月 11 日まで
② 昭和 37 年 12 月 6 日から 39 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 2 月 1 日から 41 年 4 月 15 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、脱退手当金を受けていると言われ、納得できなかったので第三者委員会に申立てを行った。

審議結果の通知を受け取ったが、委員会の結論及び委員会の判断の理由には納得できない。

前回の申立てでは、一部の被保険者期間については脱退手当金を受給したと考えていたので申立期間には加えなかったが、失業保険の給付と混同していたと思うので、申立期間を追加した上で再審議を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③に係る申立てについては、A社においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いこと、申立人は、B社に係る脱退手当金は、申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間③の後に、申立期間②、③及びB社の厚生年金保険被保険者期間を基礎として脱退手当金を支給する決定が行われており、申立期間②及び③以前に脱退手当金が支給された記録は無いこと、脱退手当金支給に係る一連の事務処理に不自然さはないこと及び申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B社を退社後に受給したのは脱退手当金ではなく、雇用保

険の再就職手当の誤りであり、脱退手当金は一切受給していないと主張し、B社に係る厚生年金保険被保険者期間（申立期間①）を前回の申立期間に加えて再申立てをしている。

このことについて、申立人は、前回から一貫して、「手続に行ったのは職業安定所である。」と供述している上、B社の資格喪失日の約4か月後に、C社において被保険者資格を再取得していることなどを踏まえると、「B社退社後に受給したのは脱退手当金ではなく、雇用保険の再就職手当である。」とする今回の申立人の主張は、必ずしも否定することはできない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去すべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②と③の間の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている上、未請求となっている被保険者期間と申立期間③は同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することを踏まえると、申立人が自ら請求したとは考え難い。

さらに、異なる記号番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、記号番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②と申立期間③は、それぞれ異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、脱退手当金支給決定直後に重複整理が行われた形跡は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

長野国民年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 2 年 3 月まで

学生であった申立期間当時、国民年金保険料の納付書が郵送で届き、父から納付を強く勧められたので、数回に分けて申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「学生であった申立期間当時、国民年金保険料の納付書が郵送で届いた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の加入手続等の状況から、申立人は平成 6 年 12 月以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、申立人が唯一交付されたとする年金手帳により、同年 12 月 17 日付けで初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「学生時代に国民年金の加入手続を行った覚えはないので、父が手続してくれたのだと思う。また、父から納付を強く勧められた。」としているが、その父親からは詳しい事情を聴取できる状態ではないことから、申立期間に係る国民年金の加入手続等の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について数回に分けて納付したと記憶する国民年金保険料額は、申立期間の保険料額と異なる上、オンライン記録により申立人が 3 回に分けて納付したことが確認できる平成 6 年 12 月から 7 年 4 月までの保険料額とおおむね一致することから、申立人は、当該期間の保険料納付を、申立期間の保険料納付であると記憶違いをしていることが考えられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 778 (事案 593 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 9 月まで

申立期間については、在監中の期間であるが、出所後に妻が免除申請を行ってくれたはずであるにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

なお、申立期間が在監中の期間であることの証明として、刑務所発行の在所証明書を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 41 年 4 月から 44 年 4 月までの期間、45 年 1 月から 46 年 3 月までの期間及び 51 年 10 月から 53 年 12 月までの期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われており、この通知において、今回の申立期間を含む昭和 51 年 10 月から 53 年 12 月まで(旧申立期間③)については、申立人は、「出所後に妻が A 市で免除申請を行ってくれた。」と主張しているが、国民年金保険料の申請免除については、国民年金法第 90 条の規定に基づき、申請のあった日以後、免除期間に算入することができるとされている上、申立人は、53 年 12 月に A 市に転入しているとともに、54 年 1 月から 56 年 6 月までの期間の保険料が納付免除となっていることが確認できることから、同期間の免除申請を旧申立期間③の免除申請と混同していることが考えられるとしたところである。

今回、申立人は、旧申立期間③の一部について、申立期間に係る「在所証明書」を新たな資料として提出し、再度申し立てしているが、申立期間において申立人が刑事収容施設へ収容されていたことは当初の申立ての際にも当委員会において確認できていることから、当該資料からは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から同年 6 月までの期間、同年 11 月から 63 年 3 月までの期間及び平成元年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月から同年 6 月まで
② 昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月まで
③ 平成元年 2 月から同年 3 月まで

私の国民年金保険料については、未納の箇所を市の担当者に確認した上で、すべて後納したはずであり、特に申立期間①については領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間①、②及び③が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、「平成元年 6 月又は同年 7 月に市役所に電話をし、同年 2 月及び同年 3 月（申立期間③）の国民年金保険料を納付したい旨を伝えたところ、『今年度（平成元年度）分の納付書で元年 4 月から同年 7 月までの保険料を納付してもらえれば、あなたは同年 6 月から第 3 号被保険者となっているので、同年 6 月及び同年 7 月の分が同年 2 月及び同年 3 月の分に充当される。』と言われたので、同年 7 月に、言われたとおりに納付した。」と主張しており、申立人の所持する元年度国民年金保険料領収書により、申立人の主張のとおり、元年 7 月 27 日に、同年 4 月から同年 7 月までの保険料を納付していることが確認できるものの、オンライン記録により、同年 8 月 15 日を発生年月日とした同年 6 月及び同年 7 月の保険料の過誤納は、申立期間③の分に充当されたのではなく、発生年月日の時点においてさかのぼって納付（充当）することが可能な限度である昭和 62 年 7 月及び同年 8 月の分に充当（差額の 1,200 円は還付）されていることが確認できる。
また、申立期間①については、申立人の所持する領収書により、平成元年

8月31日に、昭和62年5月及び同年6月（申立期間①）の国民年金保険料を納付していることが確認できるが、平成元年8月の時点において申立期間①の保険料は時効により納付することができず、オンライン記録により、同年10月9日に、上述の充当期間が続く昭和62年9月及び同年10月の分に充当（差額なし）されていることが確認できる。

さらに、申立人は、上述のとおり、申立期間①及び③については具体的な主張をしている一方、申立期間②については、国民年金保険料の納付についての具体的な記憶が無く、納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間①から③までについて国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①から③までの保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。